

議案第 58 号

つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘条例の一部を改正する条例

つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘条例（平成 18 年つくばみらい市条例第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「老人、心身障害者等」を「高齢者、障がい者等」に改める。

第 3 条第 2 項を削る。

別表 1 すこやか福祉館の表中

「

施設名	単位	施設基本使用料
トレーニング室	1 人につき 1 回	1 0 0 円
入浴施設	1 人につき 1 回	2 0 0 円
大研修室	1 時間につき	5 5 0 円
多目的ルーム	1 時間につき	5 0 0 円
福祉団体活動室	1 時間につき	3 0 0 円
教養娯楽室	1 時間につき	4 5 0 円
介護教育室	1 時間につき	4 0 0 円
多目的広場	1 時間につき	9 0 0 円

」を

「

施設名	単位	施設基本使用料
大研修室	1 時間につき	5 5 0 円
多目的ルーム	1 時間につき	5 0 0 円
福祉団体活動室	1 時間につき	3 0 0 円
教養娯楽室	1 時間につき	4 5 0 円
介護教育室	1 時間につき	4 0 0 円
ふれあい広場	1 時間につき	9 0 0 円

」に

改め、同表 3 使用料に係る特記事項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年11月27日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 

提案理由

つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘すこやか福祉館入浴施設を閉館したことに伴い、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘条例(平成18年つくばみらい市条例第58号)新旧対照表

改正案	現行																														
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>高齢者、障がい者等</u>の社会参加、生きがづくり及び地域の世代間交流を図るため、きらくやまふれあいの丘を設置する。</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘(以下「きらくやまふれあいの丘」という。)に次の施設を置く。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>別表(第9条関係)</p> <p>1 すこやか福祉館</p> <p>(1) 施設基本使用料</p> <table border="1" data-bbox="208 1125 1081 1372"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>単位</th> <th>施設基本使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> </tr> <tr> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> <td>(削る)</td> </tr> <tr> <td>大研修室</td> <td>1時間につき</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>多目的ルーム</td> <td>1時間につき</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	単位	施設基本使用料	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	大研修室	1時間につき	550円	多目的ルーム	1時間につき	500円	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>老人、心身障害者等</u>の社会参加、生きがづくり及び地域の世代間交流を図るため、きらくやまふれあいの丘を設置する。</p> <p>(施設)</p> <p>第3条 つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘(以下「きらくやまふれあいの丘」という。)に次の施設を置く。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>2 <u>前項第1号すこやか福祉館に次の施設を置く。</u></p> <p>(1) <u>老人福祉センター</u></p> <p>(2) <u>老人デイサービスセンター</u></p> <p>(3) <u>心身障害者福祉センター</u></p> <p>(4) <u>高齢者ケアセンター</u></p> <p>別表(第9条関係)</p> <p>1 すこやか福祉館</p> <p>(1) 施設基本使用料</p> <table border="1" data-bbox="1104 1117 1977 1364"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>単位</th> <th>施設基本使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>トレーニング室</td> <td>1人につき1回</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>入浴施設</td> <td>1人につき1回</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>大研修室</td> <td>1時間につき</td> <td>550円</td> </tr> <tr> <td>多目的ルーム</td> <td>1時間につき</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	単位	施設基本使用料	トレーニング室	1人につき1回	100円	入浴施設	1人につき1回	200円	大研修室	1時間につき	550円	多目的ルーム	1時間につき	500円
施設名	単位	施設基本使用料																													
(削る)	(削る)	(削る)																													
(削る)	(削る)	(削る)																													
大研修室	1時間につき	550円																													
多目的ルーム	1時間につき	500円																													
施設名	単位	施設基本使用料																													
トレーニング室	1人につき1回	100円																													
入浴施設	1人につき1回	200円																													
大研修室	1時間につき	550円																													
多目的ルーム	1時間につき	500円																													

福祉団体活動室	1時間につき	300円
教養娯楽室	1時間につき	450円
介護教育室	1時間につき	400円
ふれあい広場	1時間につき	900円
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(2) (略)

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

2 (略)

(1) (略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(2) (略)

福祉団体活動室	1時間につき	300円
教養娯楽室	1時間につき	450円
介護教育室	1時間につき	400円
多目的広場	1時間につき	900円
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(2) (略)

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

2 (略)

(1) (略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)		
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(2) (略)



(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(3) (略)

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

3 使用料に係る特記事項

(削る)

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(3) (略)

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

3 使用料に係る特記事項

(1) トレーニング室及び入浴施設については、未就学児の使用料は無料とする。

- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)

(7) (略)

(8) (略)